

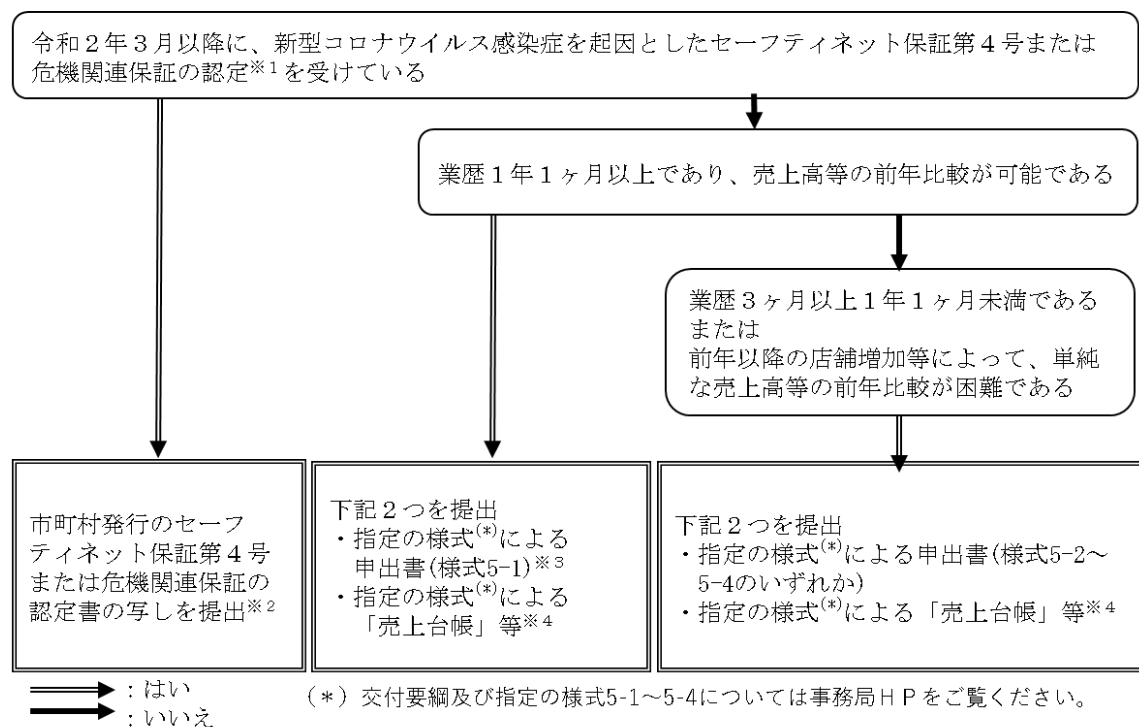
売上高等が15%以上減少した事業者の考え方

令和3年8月更新

福岡県商工部中小企業振興課

「新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、原則として売上高等が前年または前々年同期と比較して15%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年または前々年同期と比較して15%以上減少することが見込まれる中小企業等」について、下記のとおり取り扱いますので、ご注意ください。

1 対象となるために必要な書類



※1) セーフティネット保証第4号の認定:「中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく市町村の認定」

危機関連保証の認定:「中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく市町村の認定」

※2) 福岡県内において、「令和二年新型コロナウイルス感染症」を発動事由に発行されているものであれば、有効期間が切れているものでも可。但し、国補助金の事業を完了した後に取得したものは不可。

※3) 申出書(様式5-1～5-4)記載の売上の実績や見込みを確認できる書類を添付してください。

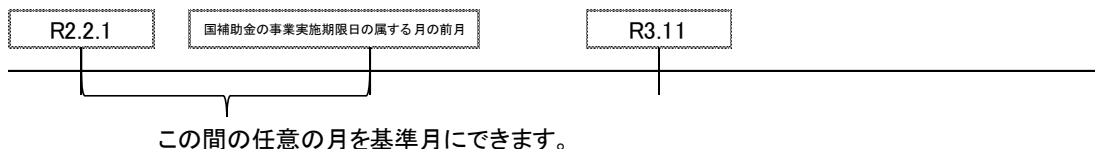
申出書(様式5-1～5-4)を提出される方は次のページもご覧ください

2 申出書(様式 5-1～5-4)に使用する「基準月」について

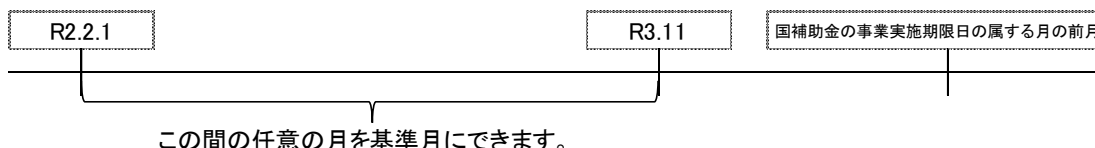
指定の様式に記載する売上高等の比較の基準となる月は、令和2年2月から国補助金の事業実施期限の日の属する月の前月までの任意の月（ア）を選択することが可能です。

但し、危機関連保証の考え方を準用するため、「令和二年新型コロナウイルス感染症」を発動事由とする危機関連保証の指定期間（令和2年2月1日から令和3年12月31日まで）に対応する売上高等の基準となる月（令和2年2月から令和3年11月まで（※））内の任意の月（イ）と上記（ア）の、いずれか早い方の月までが基準月の対象となります。

(1) 「国補助金の事業実施期限の属する月の前月」が令和3年10月以前の場合

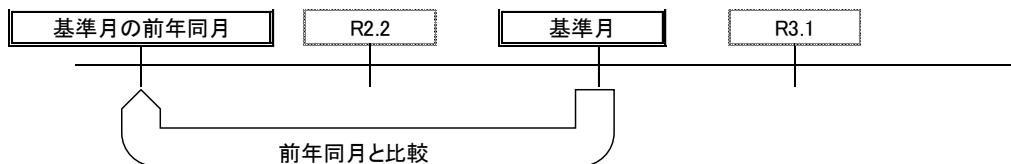


(2) 「国補助金の事業実施期限の属する月の前月」が令和3年11月以降の場合



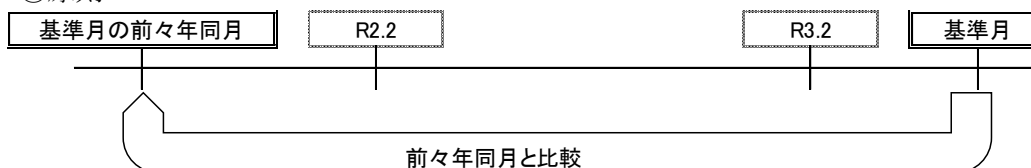
3 申出書(様式 5-1)における「前年または前々年同月」について

(1) 「基準月」が令和2年2月～令和3年1月以前の場合



(2) 「基準月」が令和3年2月以降の場合

①原則



②例外（①の比較時に売上高が15%以上減少していないとき）

